

Title	政治的リベラリズムとは何か
Sub Title	What is political liberalism?
Author	花形, 恵梨子(Hanagata, Eriko)
Publisher	三田哲學會
Publication year	2015
Jtitle	哲學 No.134 (2015. 3) ,p.201- 217
JaLC DOI	
Abstract	Rawls's political liberalism claims that under the condition of reasonable pluralism coercive laws are legitimate only if they are justifiable to all reasonable citizens. This requirement of public justification is fulfilled when laws are justified by public reason. And the content of public reason is given by political conceptions of justice which can be the focus of an overlapping consensus of reasonable comprehensive doctrines. This paper clarifies why political liberalism sets this requirement of public justification and highlights the characteristic features of political liberalism as a kind of liberalism by first, comparing political liberalism to comprehensive liberalism and second, by comparing political liberalism to perfectionist liberalism.
Notes	特集：西脇与作君・樽井正義君退職記念 寄稿論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000134-0201">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000134-0201</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 政治的リベラリズムとは何か

花 形 恵 梨 子\*

## What is Political Liberalism?

*Eriko Hanagata*

Rawls's political liberalism claims that under the condition of reasonable pluralism coercive laws are legitimate only if they are justifiable to all reasonable citizens. This requirement of public justification is fulfilled when laws are justified by public reason. And the content of public reason is given by political conceptions of justice which can be the focus of an overlapping consensus of reasonable comprehensive doctrines. This paper clarifies why political liberalism sets this requirement of public justification and highlights the characteristic features of political liberalism as a kind of liberalism by first, comparing political liberalism to comprehensive liberalism and second, by comparing political liberalism to perfectionist liberalism.

---

\* 慶應義塾大学通信教育部非常勤講師

## はじめに

ロールズは、著書『政治的リベラリズム』において自身の立場を、政治的なりベラリズムであると称する。だが、リベラリズムという言葉は多義的な言葉であり、ロールズがどのような問題を念頭に置きながら自身の立場を政治的なりベラリズムであると称しているのかは分かりにくい。

ある立場の特徴は、それとはまた異なる立場との対比を通じて明らかになることが多い。そこで、本論では、ロールズの政治的リベラリズムを、二つの異なる立場とそれぞれ比較しながらその特徴を明らかにしていく。まずは、①政治的なりベラリズムを、包括的なりベラリズムと対比させる。次に②政治的リベラリズムを、卓越主義的リベラリズムと対比させる。この作業を通じて、ロールズがどのような問いに答えるために自身の立場を政治的リベラリズムと称したのか、また、その特徴を明確化したか、を明らかにする。

## 1 政治的リベラリズムと包括的リベラリズム

### 政治的構想と包括的教説

政治的リベラリズムは包括的リベラリズムと対比される。この対比の基礎にあるのは、政治的構想 political conception と包括的教説 comprehensive doctrine の区別である。

ロールズは、『政治的リベラリズム』において、『正義論』についてこのように振り返っている。「『正義論』では」社会契約論の伝統は、道徳哲学の一部であると捉えられている。したがって、道徳哲学と政治哲学の間には何の区別も設けられてはいない。『正義論』では、正義の道徳的な教説は、全般的な範囲にわたっており、正義の完全に政治的な構想と区別されてはいない」(PL, xvii)。そのうえで、ロールズは、『政治的リベラリズム』では、新たに政治的構想と、包括的教説との区別を導入する。そして、自らが提出した正義の構想である「公正としての正義」を改めて、正

義の政治的構想として提出する。

ロールズによれば、政治的構想と包括的教説との違いは、それぞれが扱っている主題の範囲の違いに関わっている。

[...] 正義の政治的構想と、他の道徳的な構想との違いは、範囲の違いに関わっている。すなわち、構想が及ぶ主題の範囲と、より広範な主題はより広範な内容を必要とすることの違いである。広範な主題（最大では全ての主題）を扱う構想は、一般的な構想であるとされる。以下に関する構想を含む場合は包括的な構想である。我々の非政治的な行動（最大では人生全体）を導くべく、人生において何に価値があるのか、また、人格的な徳や性格の理想を含んでいるような場合である。(PL, 16)

一般的で包括的な教説は、あらゆる主題をカバーし、人生の全領域にわたって指針となる価値や理想を与えてくれる。また、形而上学的・認識論的な問題に関して特定の見解を含んでいる教説も、それは包括的な教説である。この点において、哲学的な教説または宗教的な教説の多くは、包括的であるといえる(PL, xxviii-xxix)。人は、全ての領域にわたって系統立てられた包括的な教説を必ずしも支持していなくとも、多くの場合、「部分的に包括的な教説 partially comprehensive doctrine」を支持しているといえる。そして、それぞれの人の「善の構想 conception of the good」は、それぞれが支持している包括的教説に照らして定まる。

対して、政治的構想は、次の三つの特徴を有しているとされる(PL, 11-14; 175)。(1) 正義の政治的構想は、特定の主題、すなわち、社会の政治的・社会的・経済的的制度という主題を扱うためのものである。(2) 正義の政治的構想は、いかなる宗教的・哲学的・道徳的包括的教説も前提せずに、それらから独立したかたちで提示することができる。(3) 正義の政治的構想の内容は、民主的な社会の公共的政治的文化に内包されて

いる「基本的な考え fundamental ideas」から構成されている。このような特徴を備えた政治的構想は、異なる包括的教説を支持している人であっても、ともに支持し得る構想として提示される。

以上の違いを踏まえると、包括的リベラリズムとは、特定の包括的教説を基礎としたリベラリズムである。包括的リベラリズムの例としては、ミルやカントのリベラリズムなどが挙げられる<sup>1</sup>。また、ロールズは、『正義論』における自身の「公正としての正義」も、カント的な解釈に基づいていたため、包括的リベラリズムとして提示されていたと述べる (PL, xlii)。対して、政治的リベラリズムは、政治的構想を中心とし、政治的な領域で完結するリベラリズムであると理解できる。

### 政治的構想・包括的教説の区別の導入：理に適った多元主義の事実

ロールズが、政治的構想・包括的教説の区別を導入し、自身の立場を政治的リベラリズムであるとしたのは、「理に適った多元主義の事実 the fact of reasonable pluralism」に対応するためである。『政治的リベラリズム』以降、ロールズは、現代の民主的な社会では、人々がそれぞれ異なる世界観・価値観を支持し、包括的教説が複数存在することは避けられないことを強調する。また、ロールズが特に問題にするのは、単に包括的教説が複数存在することではなく、理に適った包括的教説 reasonable comprehensive doctrines が複数存在するという「理に適った多元主義」が避けられないということである。

ロールズによれば、理に適って合理的な reasonable and rational な人々の間であっても、人々が包括的教説において一致することはあり得ない。その説明として、挙げられるのが、「判断の負荷 burdens of judgment」である。「判断の負荷」とは、人々が異なる判断に至る要因となるものであり、次の六つが主要なものとして挙げられている (PL, 55-57)。(1) 証拠が複雑であるためそれらを評価するのが困難な場合がある。(2) 人々の

間でどのような事柄が考慮の対象になるのかに関して一致したとしても、人によって異なる事柄をどのように重みづけるかが異なり、違う判断に至ることがある。(3) 道徳的・政治的概念に限らず、どのような概念もある程度はあいまいであり、判断や解釈に頼らなければならないことがある。(4) われわれがどのように証拠を評価するか、どのように道徳的・政治的価値を評価するかは、ある程度われわれの人生経験に左右されざるを得ない。(5) ある問題の双方の側には、それぞれ異なる規範的な考慮対象があり、全体的な評価が困難である。(6) どのような社会制度においても、実現できる政治的・道徳的価値は限られているので、われわれはしばしばどの価値を優先して実現するかの困難な判断に迫られる。これら、「判断の負荷」があることによって、人々が多様な包括的教説を支持しても、それは、人々が非合理的であったり、見方が偏っていたり自己利益に基づいて判断したからでもない。むしろ、包括的教説に関する不一致は、人々が自由に理性を行使した不可避の結果(PL, 37)であるという。そして、ロールズはそれぞれの理に適った人格が支持する包括的教説を、「理に適った包括的教説」であるとする<sup>2</sup>。

このように、理に適っておりかつ合理的な人々の間であっても、人々が包括的教説において一致することは考えられない。そのため、特定の包括的教説によって社会制度を統制し、人々がそれを支持するようにするのは、「抑圧的な権力の使用」(PL, 37)でもない限り不可能である。同様に、特定の包括的教説に基づいたりベラリズムの場合も、それを実現する場合は、抑圧的な権力の使用が必要になってくる。そして、それは本来のリベラリズムの理念に反することになる。そこで、多様な理に適った包括的教説が併存する状況と両立可能なりベラリズムとして提示されたのが、政治的構想を中心とした、政治的リベラリズムである。

このように、ロールズは、政治的リベラリズムを、多様な理に適った包括的教説と両立可能なりベラリズムとして提示する。そして、ロールズの

## 政治的リベラリズムとは何か

この試みは、リベラルな価値を受け入れていない人々に向けて、多様な世界観・価値観と両立可能なものとして、リベラルな正義構想を正当化するものだと受け取られることが多い。だが、ロールズが、リベラルな正義構想を政治的なものとして提示することによって取り組んでいた主な問題は、リベラルな正義構想をリベラルな価値を受け入れていない人々に向けて正当化するというのではない。それを確認するために、ロールズがリベラリズムとしてどのような立場を念頭に置いていたのか確認したい。

### リベラリズムの中心的テーゼ：リベラリズムに内在的な問い

リベラリズムは定義するのが困難であるが、ロールズは、『政治哲学史講義』で、その中心的テーゼについてこのように述べている。

リベラリズムの中心的なテーゼには、いくつかの候補があることは確かである——基本的自由の保障は、間違いなくそのうちの一つである——また、論者によってその候補は異なるだろう。だが、中心的な要素の一つは、間違いなく、次のようなものである。

正統な体制とは、その政治的・社会的制度が、人々の理論的および実践的理性に向かうことによって全ての市民に対して——ひとりひとりに対して——正当化可能な政治体制だということである。繰り返すと、社会の制度の正当化は、原則として、全ての人に向けて可能でなければならない、したがって、社会の制度のもとに住まう全ての人に対して正当化可能でなければならない。リベラルな体制の正統性 legitimacy は、そのような正当化 justification にかかっている。

政治的リベラリズム（公正としての正義はその一例である）は、宗教や伝統の重要性を退けたり、疑問に付すわけではない。とはいえ、政治的リベラリズムが強く求めるのは、法によって課される政治的要求・義務が、市民の理性と判断に適合しなければならないということである。（LHPP, 13）

リベラリズムとは、まずは、全ての市民に一定の基本的自由を保障しそれを他の事柄よりも優先する立場であるといえる。また、国家は政治権力によって法・社会制度を市民たちに課すことによってその自由を制限することがあり得ることから、リベラリズムの中心には、なぜ政治権力の行使が許されるのかという政治権力の正統性 legitimacy of political power の問題があるといえる。そこで、ロールズが、リベラリズムの中心的要素として重視するのは次の点である。リベラルな社会においては、市民に課される政治的・社会的制度が正統であるためには、それらが全ての市民に対して、正当化可能でなければならないという点である。

そして、このロールズのリベラリズム理解に照らしてあらかじめ述べるならば、ロールズが、『政治的リベラリズム』で扱っている課題は、リベラルな正義構想を、それを受け入れていない人々に向けて正当化するというものではない<sup>3</sup>。そうではなく、リベラリズムに内在的な問題としてこのような問いを扱っている。リベラルな制度のもと人々が基本的自由を行使した結果、多様な理に適った包括的教説が併存することは避けられない。同時に、リベラリズムは、社会制度が正統であるためにはそれが全ての人々に向けて正当化可能でなければならないとする。それでは、人々が多様な理に適った包括的教説を支持している状況において、全ての市民に向けた政治的・社会的制度の正当化はどのように行うことが可能なのかというものである。この場合、政治的・社会的制度の正当化が向けられている人々は、立憲民主主義社会においてすでに自由・平等・公正などの、抽象的ではあるがリベラルな価値を共有している人々である<sup>4</sup>。

この点を踏まえたうえで、政治的リベラリズムと卓越主義的リベラリズムの対比に移りたい。



## 2 政治的リベラリズムと卓越主義的リベラリズム

### 卓越主義と中立性

政治的リベラリズムは、卓越主義的リベラリズム perfectionist liberalism, liberal perfectionism と対比できる。ロールズ自身は、政治的リベラリズムと卓越主義的リベラリズムを明示的に対比させて論じてはいないものの、両者は対比させるかたちで言及されることも多い<sup>5</sup>。ここで念頭に置かれているのは、国家に関する卓越主義／中立性の対比である。

国家の役割は何かと問うた時に、一方には、国家の役割は人々が価値ある生を送ることができるようにすべきことにあるとする立場がある。これは、国家に関する卓越主義である。何が価値ある生なのかについては、いろいろな見解があるものの、国家に関する卓越主義は、ある種の生が他の生より価値があることを認め、それを促進することが国家の役割であるとする。他方には、国家は、それぞれの市民が抱く道徳的・宗教的・哲学的見解や、善の構想に対して中立的であるべきだとする立場もある。これは、国家の中立性を主張する立場である。そして、卓越主義的リベラリズムと政治的リベラリズムは、それぞれ、卓越主義／中立性と、リベラリズムとが交差するところにたつ立場である。リベラリズム（人々の基本的自由を侵害するかたちで国家が強制的に介入しない）と、国家が価値ある生を促進するための施策をとることとは両立するとするのが、卓越主義的リベラリズムである。対して、リベラリズムの中心要素の一つこそが国家の中立性にある、と考える立場として位置づけられるのが、政治的リベラリズムである。

卓越主義的リベラリズムの代表的な論者としてはラズがいる<sup>6</sup>。ラズは、理論の中心に自律を据え、自律を、善き生を構成する価値であるとする。そのうえで、自律に価値があるのは、個人に価値ある選択肢がある時であるとする。そして、このような自律概念を基礎に、リベラルな国家が、価値ある自律を促進するために環境を整えるという卓越主義的な施策をとる

ことを正当化するとともに、個人が自律的に行為するための自由な領域も確保する。このように、ラズは、リベラルな国家と卓越主義は両立するとする（さらにいえば、自律という価値によってリベラルな原理が正当化される）。そして、卓越主義的リベラリズムは、リベラルな国家が、善き生を促進するために課した社会制度は正統であるとする<sup>7</sup>。

対して、政治的リベラリズムの中心にあるのは、リベラルな国家は、市民が抱く多様な善の構想に対して中立的であるべきだという考えである。国家は、多様な善の構想に対して中立的であるべきだというのが何を意味するかは、あいまいである。そのため、どのような意味において中立的であるべきかに関しては、「結果の中立性」と「正当化の中立性」を区別することができるが<sup>8</sup>、『政治的リベラリズム』において問題になっているのは「正当化の中立性」であるといえる<sup>9</sup>。「正当化の中立性」とは、国家の法・社会制度は、いかなる善の構想の優位性をも主張することなく、中立的な仕方でも正当化されなければならないというものである。

また、何をもちいて中立的な正当化が果たされたといえるかもあいまいであるが、ロールズの政治的リベラリズムにおいて正当化の中立性が求めているのは、次のことである。それは政治権力の行使と、政治権力によって強制的に人々に課される法・社会制度が、社会における各人に対して公共的に正当化可能 publicly justifiable でなければならないということである。ロールズの政治的リベラリズムにおいて、このようにリベラルな中立性は、政治権力・法・社会制度の公共的正当化をめぐる問題につながっていく。

卓越主義的リベラリズムと政治的リベラリズムの対比を通じて浮かび上がってくるのは、それぞれの立場は、リベラルな社会で、どのような条件が満たされたら国家の行為は正統 legitimate であるといえるのかに関して考え方が違うということである。卓越主義的リベラリズムは、リベラルな国家が、価値ある生を促進することを理由に課す法・社会制度は正統であ

ると考える。対して、政治的リベラリズムは、リベラルな社会では社会制度が正統であるためには、それが全ての人に対して正当化可能でなければならないとする。

### 政治的リベラリズム：政治権力の行使の公共的正当化

政治的リベラリズムは、法・社会制度が正統であるためには、それが全ての市民に正当化可能でなければならないとする。そして、それがリベラリズムの中心的要素であるとする。なぜ、リベラリズムの中心に政治権力の行使・法・社会制度の公共的正当化の問題があるとされるのかに関しては、このように説明されることが多い<sup>10</sup>。リベラリズムは、市民はそれぞれが自由で平等であるという考えにコミットしている。そして、自由で平等な市民は、ともに政治権力を共有し、法・社会制度は、政治権力によって市民に強制的に課される。と同時に、リベラルな社会では、市民が基本的自由を保障されそれを行使することによって、各々が多様な理に合った包括的教説を持つにいたるのは避けられない。それでは、このような状況において、市民に、強制的な法・社会制度を課すことが許されるのは（言い換えれば、政治権力の行使が正統であるのは）いかなる条件が満たされるときか。それは、法・社会制度が公共的に正当化可能である時、すなわち、法・社会制度を支持する理由が各人に十分にある時であるというのである。公共的正当化の要請はこのようにまとめられる。政治権力の行使・法・社会制度は、各々が受け入れることのできる理由によって支持されていなければならない。この要請の根底にあるのは、多様な世界観・価値観がある中で、強制的な法・社会制度の根拠として各人の視点を考慮にいれることが、各人を自由で平等な存在として扱うことになるという考えであると思われる。

今確認したのは、リベラリズムと、政治権力の公共的正当化に関してよく見られる説明である。ロールズ自身は、政治権力の公共的正当化がなぜ

必要とされるのか、なぜその要請に各人が従うのか、についてこのような説明を与えている。すでに述べたとおり、ロールズは、政治権力・法・社会制度の公共的正当化の問題を、リベラルな立憲民主主義社会に内在的な問題であると捉えている。理に適った多元主義のもとでの、リベラルな秩序だった社会<sup>11</sup>に住まう、自由で平等な市民たち間の問題として定式化している。リベラルな秩序だった社会に住む市民は、社会を「社会的協働の公正なシステム fair system of social cooperation」あるとして捉えている。また、市民は、自由で平等であるとともに理に適っており合理的な人格であるとされる。そのような市民たち間の、政治的な領域における関係が問題になっているといえる。

そして、理に適った reasonable 人格は、このような二つの特徴を備えている (PL, 48-58; LP, 177)。第一に、理に適った人格は、他の人々もそうするという条件のもとで、協働の公正な条件に従いたいと思っている人々である。つまり、社会を、社会的協働のための公正なシステムとして捉えて、社会的協働が公正な条件のもと行われることを望んでいる。第二に、理に適った人格は、「判断の負荷」により生じる帰結を受け入れる用意がある人々である。理に適った人格は、自分が支持する包括的教説に限らず、他の理に適った人々が支持している包括的教説も理に適っていることを認め、それを尊重しようとする。自分が支持するものとは異なる包括的教説であっても、それが、違った状況に置かれた立場からの理性の行使の結果であることを尊重する。そして、自分が支持する包括的教説が真であることを、それを支持しない人には示すことができないことを認める<sup>12</sup>。そのため、他の人がそれを支持してないにも関わらず、自分の支持する包括的教説を根拠にして、他の人々に政治権力を行使することは理に適っていないことを認めるのである。ロールズはこのように述べている。

理に適った人格は、他の人々に対して何が理に適って正当化可能であるかは、

## 政治的リベラリズムとは何か

判断の負荷によって制限されることを認める。したがって、人々は、何らかの形の良心の自由と思想の自由を是認するのである。我々が政治権力を有していようと、もしくは政治権力を他の人々と共有していようと、理にあっていないわけではない包括的見解を抑圧するために政治権力を行使することは理にあってはいない。(PL, 61)

リベラルな社会において、理に適った人々の関係において重要なのは、強制的に課される法・政策が、それぞれの理に適った包括的教説の観点から見て、受け入れることができる理由によって支持されているかどうかである。そうでなければ、それは互いへの尊重を欠いている。この考えは、リベラルな正統性の原理 liberal principle of legitimacy としてこのようにまとめられる。

したがって、相互性の基準に基づいた政治的正統性の概念は、このようなものである。我々の政治権力の行使が適切であるのは、次の場合に限られる。我々が自分たちの政治的行動の根拠として挙げる理由 [...] は十分なものであると我々が誠実に信じているとき、そして、他の市民もそれらの理由を理にあって受け入れるだろうと理にあって考える時である。(LP, 136)

### 公共的理由の内容を与える正義の政治的構想

そこで、市民が政治権力の行使の理由・根拠として目を向けるのが、理に適った自由で平等な市民としてともに受け入れることのできる理由（公共的理由 public reason）である。そして、公共的理由の内容を与えるのが、正義の政治的構想である。正義の政治的構想は、いかなる包括的教説からも独立に提示され、民主的な社会の公共的政治的文化に内包されている「基本的な考え」から構成されている。民主的な社会の公共的政治的文化に内包されている「基本的な考え」とは、「自由かつ平等な市民」、「社

会的協働の公正なシステムとしての社会」といったものである。民主的な社会に住まう人々はこれらの「基本的な考え」を、受け入れ共有している。正義の政治的構想は、このような「基本的な考え」や人々の熟慮された判断を、原初状態を媒介にして、一つの構想へと体系立てられたものである。また、政治的な正義構想が、異なる理に適った包括的教説の重なり合う合意の焦点となるということは、それぞれの理に適った包括的教説ともそれは衝突しないということである。市民は、自分が支持していない包括的教説の内容を直接に知らなくとも、重なり合う合意が成立していることによって、正義の政治的構想が、それぞれの理に適った包括的教説の観点からも支持できることが分かる。そのことによって正義の政治的構想によって与えられる公共的理由は、法・政策を公共的に正当化するための理由となる<sup>13</sup> (PL, 390)。

ロールズは、公共的理由の内容を提供する正義の政治的構想は、自身が提唱する「公正としての正義」に限らず、複数あり得ると述べている。というのも、「自由かつ平等な市民」「社会的協働の公正なシステムとしての社会」などの「基本的な考え」や政治的価値を解釈して一つの構想へと体系立てる仕方は、複数あり得るからである<sup>14</sup> (LP, 141; PL, lii)。そして、これらの「一群の正義の政治的構想 a family of political conceptions of justice」(LP, 140-141)によって与えられる公共的理由によって法・社会制度が正当化可能である限り、法・社会制度は正統であるとされる。

ただし、ロールズは、全ての強制的に課される法が公共的理由による正当化が必要であるとはせず、社会の根本的な政治的問題として、少なくとも、憲法の必須事項 constitutional essentials と正義の基本的問題 basic matters of justice (正義原理のうち第二原理が扱うような社会的・経済的不平等に関わる問題)に関わる事柄は公共的正当化が必要であるとしている<sup>15</sup> (PL, 214)。

このように、政治権力の公共的正当化が求めているのは、それぞれの市

民の理に適った宗教的・道徳的・哲学的見解と衝突しないかたちで、それぞれの市民に法・政策を支持する十分な理由が示されない限り、市民は、法に従うよう（憲法の必須事項と正義の基本的問題に関しては）強制されないということである。そして、それこそが、リベラルな社会における理に適った市民同士の関係において政治権力の行使・法・社会制度が正統であるために求められていることであり、それは政治的な正義構想を中心にすることによって可能になるというのが、政治的リベラリズムの主張である。

## おわりに

ロールズの政治的リベラリズムを、二つの異なる立場と比較してきた。まずいえるのは、政治的リベラリズムは、リベラルな制度のもとでは理に適った多元主義は避けられないことを前提に、そのような状況と両立可能なリベラリズムとして提出された立場であるということである。

政治的リベラリズムは、包括的リベラリズムと対比できる。包括的リベラリズムは、特定の包括的教説を基礎にしたリベラリズムである。しかし、理に適った多元主義のもとでは包括的リベラリズムを実現することは難しい。それに対して、政治的リベラリズムは、多様な包括的教説と両立可能な政治的構想を中心としたリベラリズムである。

また、政治的リベラリズムは、卓越主義的リベラリズムと対比できる。卓越主義的リベラリズムは、リベラルな国家が客観的な価値ある生を促進することを理由に人々に法・政策を課すことは正統であると考ええる。対して、政治的リベラリズムは、理に適った多元主義のもとでは、政治権力の行使・法・政策が正統であるためには、それが公共的に正当化可能でなければならない、すなわち、全ての理に適った人格に受け入れ可能な仕方では正当化されなければならないとする。そして、それが可能であるのは、包括的教説や善き生に関する価値に直接訴えるのではなく、政治的な領域に

とどまって、理に適って自由かつ平等な市民として受け入れ可能な理由（公共的理由）を中心に正当化がなされる場合である。そして、公共的理由を与えるのが、理に適った包括的教説の重なり合う合意の焦点になり得る正義の政治的構想である。

註

- <sup>1</sup> 包括的リベラリズムが多様なかたちをとり得ることについて論じたものとしては、Gerald Gaus, "The Diversity of Comprehensive Liberalisms," in *Handbook of Political Theory*, edited by Gerald F. Gaus and Chandran Kukathas, London: SAGE, 2004がある。
- <sup>2</sup> ロールズは、理に適った包括的教説の特徴として他にもこのような三つを挙げている（PL, 59）。（1）理に適った教説は、理論理性の行使である。人生の、宗教的・哲学的・道徳的側面を首尾一貫した整合的な仕方であつたものであり、異なる価値を両立可能な仕方であつて順序づけ理解可能な世界観を提示したものである。（2）実践理性の行使でもある。何が重要な価値であるかを特定し、価値が衝突する場合はどのように比較すればよいのか分かる。（3）理に適った包括的教説は、固定化されたものではないが、伝統的な思想や教説に基づいている。そして、理由もなく急激に変化するのではなく、よいもしくは十分な理由に基づいて進展する。
- <sup>3</sup> この点については、以下の論者がそれぞれ指摘しており、本論の政治的リベラリズムの理解もその指摘に多くを負っている。Anthony Laden, "The House That Jack Built: Thirty Years of Reading Rawls," *Ethics* 113 (2003): 367-90; Burton Dreben, "On Rawls and Political Liberalism," in *The Cambridge Companion to Rawls*, edited by Samuel Freeman, Cambridge, UK: Cambridge University Press, 2003; Jonathan Quong, *Liberalism without Perfection*, Oxford: Oxford University Press, 2011.
- <sup>4</sup> この点については、Dreben, "On Rawls and Political Liberalism" pp. 322-323; Quong, *Liberalism without Perfection*, pp. 5-6が明確に指摘している。
- <sup>5</sup> 例えば、Martha C Nussbaum, "Perfectionist Liberalism and Political Liberalism," *Philosophy & Public Affairs* 39 (2011): 3-45.
- <sup>6</sup> ラズは、包括的な卓越主義的リベラリズムとして位置づけられる Joseph Raz, *The Morality of Freedom*, Oxford: Clarendon Press, 1988. ただし、包括的なリベラリズムは、卓越主義的な立場をとるとは限らない。包括的でありなが



ら、国家の中立性を主張する立場としては、ドゥオーキンが挙げられる Ronald Dworkin, *Sovereign Virtue: The Theory and Practice of Equality*, Cambridge, MA: Harvard University Press, 2000.

<sup>7</sup> ラズも含め卓越主義的リベラリズムの一部の論者は、国家による卓越主義的な施策が必ずしも、政治権力の行使を伴うような強制的なものではなくともよい、非強制的なものでもよいことを主張する。しかし、多くの国家による施策は、強制力を伴うものであり、本論では、そのような強制力を伴うものを問題にしている。

<sup>8</sup> “Introduction,” in *Perfectionism and Neutrality: Essays in Liberal Theory*, edited by Steven Wall and George Klosko, Rowman & Littlefield Publishers, 2012, p. 8 参照。「結果の中立性」とは、国家は、特定の善の構想を、他の善の構想より促進することを結果としてもたらすようなこと（それを意図しているにせよしていないにせよ）を行ってはならないというものである。

<sup>9</sup> ただし、ロールズ自身は、結果の中立性と正当化の中立性という分類はしておらず、自らの主張を正当化の中立性というかたちで定式化してはいない。ロールズ自身がリベラリズムの特徴として中立性について述べている箇所は (PL, 190-194)。リベラリズムの中心に正当化の中立性を置く論者としては、ロールズの他にネーゲルやラーモアが挙げられる。Thomas Nagel, “Moral Conflict and Political Legitimacy,” *Philosophy & Public Affairs* 16 (1987): 215-40; Nagel, *Equality and Partiality*, New York: Oxford University Press, 1991, Ch.14; Charles Larmore, “Political Liberalism,” *Political Theory* 18 (1990): 339-60; Larmore, “The Moral Basis of Political Liberalism,” *The Journal of Philosophy* 96 (1999): 599-625.

<sup>10</sup> Kevin Vallier and Fred D’Agostino, “Public Justification,” *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Spring 2014 Edition), Edward N. Zalta (ed.), URL = < <http://plato.stanford.edu/archives/spr2014/entries/justification-public/> > .

<sup>11</sup> 秩序だった社会 well-ordered society とは、公共的な正義構想によって統制されている社会である (PL, 35)。

<sup>12</sup> これは、市民が自らの包括的教説を偽であると思っているわけではない、包括的教説が真であることを知り得ないという懐疑主義でもない。「我々が自らの信念について確信をもつべきでない、ましてや懐疑的であるべきと論じているのではない」 (PL, 63)。

<sup>13</sup> Thomas E. Hill “The Stability Problem in Political Liberalism,” *Pacific Philosophical Quarterly* 75 (1994): 333-52, p. 344 参照。

<sup>14</sup> ロールズは、以下の三つの特徴を備えたリベラルな正義構想であればよいと

している。(1) 一定の基本的自由・権利のリストを備えている。(2) それらの基本的自由・権利を優先する。(3) これらの基本的自由・権利を実質的に行使するための手段が全ての市民に保障されている (LP, 141; PL, 6; 156-157)。

- <sup>15</sup> 公共的理由による議論が求められているのは、主に、裁判官（特に最高裁判所の裁判官）、政府公務員（特に最高行政官や国会議員）そして、公職立候補者などである (LP, 135)。そのような立場にある人々は、公共的理由によって自らが支持する法・政策を説明できることで、他の人々に対する市民としての義務 *duty of civility* を果たす。だが、一般の市民にもそのような義務がないわけではなく、自分がどのような政策・立法を支持するのかについて議論したり投票する際には、他の理に適った人々も受け入れることができる理由によって説明できることが市民としての道徳的な義務として求められている (PL, 217)。

### 文献

- ロールズの著作からの引用に際しては、以下の略号の後にページ数を記す。また、訳出の際には邦訳を適宜参考にした。
- PL: *Political Liberalism*, paperback edition, New York: Columbia University Press, 1996.
- LP: *The Law of Peoples*, Cambridge, Mass: Harvard University Press, 1999. (中山竜一訳『万民の法』岩波書店, 2006年)
- LHPP: *Lectures on the History of Political Philosophy*, edited by Samuel Freeman, Cambridge, Mass: Belknap Press of Harvard University Press, 2007. (齋藤純一ほか訳『ロールズ政治哲学史講義』岩波書店, 2011年)